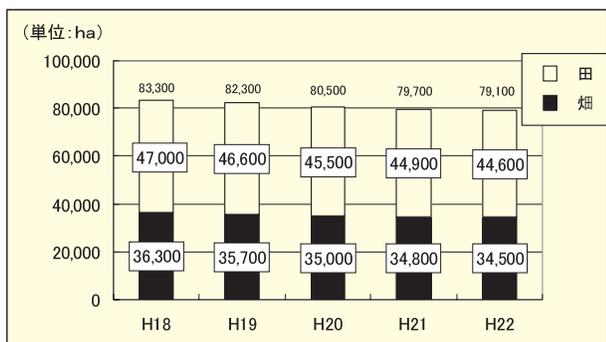


図 9-2-3 耕地面積の推移（愛知県）



(注) 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。
(資料) 農林水産省調べ

イ 農地の転用制限【農業振興課】

秩序ある土地利用を図るため、**農地法**では、農地を農地以外の用途に転用する場合には原則として農林水産大臣又は知事の許可を要することとして、農地の転用を制限しています。特に、**農業振興地域の整備に関する法律**により定められた農用区域内の農地（集团的優良農地、土地改良事業等の公共投資の対象となった農地等）の転用は厳しく制限されています。

農地の転用面積は、平成4年の1,376haをピークとして減少傾向にあり、平成22年は611haとなっています。このうち、市街化区域外の農地を対象とした大臣又は知事による許可面積は243ha（40%）、市街化区域内の農地を対象とした農業委員会への届出面積は340ha（56%）となっています。

なお、転用用途としては「住宅用地」の割合が最も多く、48.4%となっています。

ウ 環境保全型農業の推進【農業経営課】

県は、環境の保全と農産物の安全確保を目指す「**愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画**」を平成20年3月に策定し、市町村及び関係団体と一体となって、化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減等に取り組んでいます。

化学肥料の低減としては、長期にわたって緩やかに肥料成分が溶け出す肥効調節型肥料を用いた全量基肥施肥技術の開発・普及を進めており、この技術は、水稻で広く普及し、トマト、キュウリ等の施設野菜でも普及が進んでいます。化学合成

農薬の低減としては、病害虫抵抗性品種の育成・利用、病害虫発生予察の活用、天敵、性フェロモンの利用等を推進しています。

また、家畜排泄物については堆肥化を図り、土づくり資材及び化学肥料代替資材としての利用促進に努めています。

化学肥料・化学合成農薬の低減、有機物による土づくりに一体的に取り組もうとするこうした農業者を、県では「**エコファーマー**」として認定・支援しています。

エ 農地・水・環境保全向上対策の推進【農業経営課、農地計画課】

農村地域の農地や農業水利施設等はこれまで農家を中心として管理が行われてきましたが、農家の高齢化や混住化等により、適切な保全が困難になりつつあります。また、県民の価値観がゆとりや安らぎを求める方向に変化し、農業生産についても環境保全を重視することが求められています。



レンゲ草を用いた環境にやさしい米づくり（草木みどりサミット（知多市））



農業体験を通じた環境学習（有脇の農地・水・緑を守る会（半田市））

そうした中、農村地域における農地・水・環境の良好な保全と質的な向上を図るため、県は、地域ぐるみで農地や農業水利施設等を守る取組や環境負荷低減に向けた先進的な営農の取組を行う地元活動組織を支援する「農地・水・環境保全向上対策事業」を平成19年度から実施しています。

平成22年度は、農家や自治会などで構成する県内365の活動組織が、水路の草刈りや泥上げ、農業体験を通じた環境学習、農道沿いの植栽、生き物調査などの取組を行いました。

オ 農業用ため池の保全【農地計画課】

かんがい用の水源として造られたため池は、大雨の際の洪水調節の機能を持つほか、豊かな水辺環境を形成し多種多様な生き物のすみかを提供するなど、多くの重要な役割を果たしています。このような役割を果たすため池を保全するため、県は、平成19年4月に「愛知県ため池保全構想」を公表しました。この構想では、地域ごとにため池管理者・行政機関などを構成員とするため池保全連絡会議を設置し、ため池の保全に有効な情報を

共有するほか、「ため池保全計画」を策定し個々のため池ごとに特徴を生かした多面的機能の増進目標を定め、その維持・増進を通じてため池の保全を図ることとしております。

一方、ため池の生物多様性は、ブラックバス等外来種の移入により生物種の単純化や生態系の破壊が進行し、その多様性が急速に損なわれつつあるとされています。こうした実態を把握するため、平成22年度に県内の各地域から選定したため池102か所を対象として、外来魚の生息状況の現地調査を行った結果、約60%のため池でブラックバス及びブルーギルの生息が確認されました。県では、この調査結果をもとに「愛知県ため池外来魚生息マップ」を作成し、「2010ため池フォーラム in あいち」において調査結果を展示するなど、外来生物に脅かされる県内ため池の実態を啓発しました。今後は、ため池管理者や地域住民等にも情報提供し、池干しなどによる外来種の駆除を通じたため池環境改善の推進に努めます。



かご網による捕獲状況



特定外来生物（ブラックバス（上）とブルーギル（下））

クローズアップ

「2010 ため池フォーラム in あいち」を開催しました！

貴重なかんがい水源である「ため池」は、人々の暮らしと共に多様な生物のいのちも育んでいます。しかし、近年、ブラックバス等の外来種の移入や、農業者の減少・高齢化等による管理の粗放化、都市化の進展に伴う水質悪化により、生物種の単純化や生態系の破壊が急速に進行し、生物の多様性が失われつつあります。

県は、平成22年10月22日（金）、23日（土）の2日間、ため池の生物多様性にスポットを当て、国際的視点から見たため池の意義や役割・魅力、さらにため池を次の世代に引き継ぐための取り組みなど、様々な視点からため池を見つめる「2010 ため池フォーラム in あいち」を開催しました。

22日には、ウィルあいちを会場に、アウトドアタレント鉄崎幹人氏による基調講演「楽しさ溢れるため池探検」、農林水産省による「ため池百選」の報告、半田市内の地域活動組織と地元小学校による池干し活動の発表、名古屋大学名誉教授の竹谷裕之氏をコーディネーターに迎えたパネルディスカッション「ため池が育(ハグ)む生物(イチ)と暮らし」等を行いました。翌23日には、県内4コースで様々な自然環境や生物多様性に関する地域の取組を見学する現地見学会を行いました。

県内外から、多くの方々（本会議780名、現地見学会260名）が参加し、盛況のうちに幕を閉じることができました。



半田市内の地域活動組織と地元小学生による池干し活動の発表



池干し活動状況（知多コース）

（４）大規模な宅地の造成などの規制【自然環境課】

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例の規定により、自然公園、自然環境保全地域、特別緑地保全地区等の区域を除いた区域が1haを超える大規模な宅地の造成等の行為は、知事への届出が義務づけられており、自然環境の破壊の防止及び植生の回復が図られています。平成22年度は41件の届出がありました。

（５）都市における自然環境の保全【公園緑地課、都市計画課】

緑豊かな都市環境の形成を図るためには、公園整備のように積極的に緑を作り出していくとともに、残されている緑を保全することも必要です。

県は、樹林・水辺などを公園・緑地域に取り込み、保全緑地又は人の利用できる緑地として整備を図っているほか、特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区の地区指定や保存樹、保存樹林の樹木指定等の緑の保全のための法制度を活用す

るなど、都市計画の観点からの保全策を進めています。

(6) 都市と農山漁村の交流の促進

ア 地産地消の推進【食育推進課】

「生産者の顔の見える農林水産物」を求める消費者の声が高まり、その地域で生産されたものをその地域で消費する「地産地消」の取組が広がっています。また、地産地消は生産地から食卓までの距離が短く、環境にもやさしい取組として注目されています。

県は、「地産地消」の取組として、平成10年度から、消費者が地元の農林水産物に関心を持ち、「いい友」として交流を深めたり、積極的に地元の農林水産物を購入したりして、健康で豊かな暮らしを目指す「いいともあいち運動」を展開してきました。

生産から流通、消費等にかかわる方々のいいともあいちネットワーク(890会員、平成22年度末)や、地元の農林水産物を積極的



いいともあいち運動シンボルマーク

に利用する「いいともあいち推進店」(753店舗、平成22年度末)の登録を進めています。

平成22年度は、「いいともあいち運動」をもっと知っていただくため、県産農林水産物を使った商品の包装紙へのシンボルマークの表示や、スーパーマーケット等の店頭で買い物客2万人の方を対象としたPRキャンペーンなどを行ったほか、11月20日(土)から23日(火・祝)までの4日間、ナゴヤドーム(名古屋市東区)において「あいちのふるさと農林水産フェア」を開催し、著名スポーツ選手によるトークショーや県内各地で収穫された新鮮な農産物の即売会などを通じて地産地消のPRを行いました。

今後はこれらの取組を更に充実させ、いいともあいち運動の認知度向上、県産農林水産物の利用拡大に取り組んでいきます。



あいちのふるさと農林水産フェア

イ グリーンツーリズムの推進【農業振興課】

「グリーンツーリズム」とは、緑豊かな農山村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。

県は、農山漁村の風景、人、食、文化などと、農林水産物を加工する「モノづくり」を地域資源として一体的にとらえ、これらを体験・体感する「観光」を通して、都市と農山漁村の交流を推進しています。農林漁業体験施設などの都市農村交流資源をデータベース化するとともに、それぞれの資源を組み合わせたモデルルートを作成、ホームページにより広く紹介しています。

ウ エコツーリズムの推進【自然環境課】

「エコツーリズム」とは、観光旅行者が、動植物の生息・生育地や、自然環境と深くかかわる生活文化などの自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、その保護に配慮しつつ触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動のことです。

エコツーリズム推進法(平成20年4月施行)及び同法に基づく「エコツーリズム推進基本方針」(平成20年6月閣議決定)により、総合的・効果的な推進が図られています。

県民にエコツーリズムに親しんでもらうことを目的として、県は、平成19年3月、市町村や関係団体の協力を得て「あいちエコツアーガイド」を作成し、エコツーリズムの普及・啓発に努めています。

8 あいち森と緑づくり税

(1) あいち森と緑づくり税の導入【税務課、森と緑づくり推進室】

森と緑は、地球温暖化の防止、水源のかん養、生物多様性の保全、災害防止など多面的な公益的機能を有しています。県内には、三河山間部を中心とする森林、名古屋圏を中心とする都市の緑、その中間に位置する里山と、様々な形で森と緑が存在していますが、近年の手入れ不足の森林の増加や都市の緑の減少・喪失に伴い、その公益的機能の低下が危惧されています。

県は、森と緑を「県民共有の財産」として位置づけ、「森林（人工林）」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全し、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するための施策に必要な財源を確保するため「あいち森と緑づくり税」を創設することとし、平成20年2月県議会において、税を賦課徴収するためのあいち森と緑づくり税条例と、用途の明確化を図るとともに寄附金を受け入れるためのあいち森と緑づくり基金条例が制定されました。

あいち森と緑づくり税は、平成21年度から県民・企業の方々に負担いただいています。

(2) あいち森と緑づくり事業

平成21年度から導入されたあいち森と緑づくり税を活用した「あいち森と緑づくり事業」を実施しています。

ア 森林（人工林）整備・里山林整備事業【森と緑づくり推進室】

人工林整備としては、林業活動では整備が困難な奥地林や公道・河川沿い等の人工林を対象に、岡崎市始め9市町村において、奥地林645ha、公道・河川沿い等877ha、合わせて1,522haの間伐を実施しました。里山林整備としては、長期間放置された都市近郊の里山林を対象に、県営事業を春日井市始め4市の4箇所、市町村交付金事業を名古屋市始め8市の14箇所、合わせて18箇所で行いました。



人工林整備事業（公道沿い）

イ 都市緑化【公園緑地課、道路維持課】

都市の緑化を目的とする事業には市町村が行う次の4つの事業があります。

- ① 身近な緑づくり事業:市街地やその近郊で既存樹木の保全や新たな緑地の創出を行う。
- ② 緑の街並み推進事業:市街地やその近郊で民有地の建物や敷地の緑化を行う。
- ③ 美しい並木道再生事業:地域の顔となる場所で美しい並木道を再生する。
- ④ 県民参加緑づくり事業:県民参加による樹林地整備やビオトープづくりなどの緑づくり活動への支援や講師の派遣を行う。

平成22年度は、名古屋市、瀬戸市、犬山市をはじめ県内33市町に交付金を交付し、県民参加緑づくり事業では延べ約4,400人が約2万4千本の植樹を行いました。

ウ 環境学習の推進等【環境政策課、森と緑づくり推進室】

市町村やNPO、地域の団体等が実施する森と緑の保全活動や環境学習を支援しています。平成22年度は87事業を採択し、水源地の森づくりや森の体験学習などが実施されました。

また、普及啓発事業として、公立小中学校の学習机や椅子に愛知県産材の木材を使用した製品を導入するのに必要な経費の一部を市町村に交付する事業である「木の香る学校づくり推進事業」を行い、幸田町始め4市町村で計1,045セットと机125台を導入しました。その他、森と緑づくり体感ツアーの実施、ホームページでの公表、コンビニエンスストアやイベント時のポスター掲示やパ

ンフレット設置・配布、テレビ・ラジオ・新聞等各種媒体を利用した広報等により、県民の方々へ、森と緑の重要性、整備の必要性等について理解促進のための普及啓発を行いました。



県民参加緑づくり事業



環境活動・学習推進事業（森の体験学習）

9 景観、温泉、天然記念物等

（1）美しい景観の形成【公園緑地課】

近年、産業や社会構造の変化に伴い人々の生活や景観に対する意識が変わり、地域のまちづくりに積極的に参加する人々が増えつつあります。また、企業においても、地域の景観形成への貢献を企業の社会的責任として認識し、緑化や建築物のデザイン、屋外広告物への配慮等、景観形成に向けた主体的かつ積極的な取組が始まっています。

しかし、まちの様子を見てみると、無秩序な屋外広告物、形態や意匠等が不揃いなまちなみ等が見られるところもあります。このような状況を放置すれば地域の魅力的な景観が徐々に失われていくのではないかと懸念されています。

国は、平成15年に策定した「美しい国づくり政策大綱」において、従来の景観形成に対する反省を踏まえたうえで良好な景観形成を国政上の重要課題として位置づけ、平成16年には、美しい景観・豊かな緑の形成を促進するための景観緑三法を整備しました。

県は、平成18年3月、景観形成に関する基本的な考えを示す「美しい愛知づくり基本方針」を策定し、同時に、その基本理念及び施策の基本となる事項を定めた美しい愛知づくり条例を制定しました。

そして、この基本方針を踏まえるとともに、条例に基づき、美しい愛知づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「美しい愛知づくり基本計画」を策定し、総合的な景観施策を実施しています。

平成22年度には、良好な景観形成に関する取組への支援として、公共事業景観整備指針の運用の試行、景観シンポジウム、景観出前講座等の普及啓発活動等を実施しました。

【平成22年度実施事業】

○景観シンポジウム

岡崎市

（平成22年11月19日、参加者190名）

○景観出前講座

蟹江町立新蟹江小学校始め2校（5クラス）

（2）温泉資源の保護と可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の利用【自然環境課】

ア 温泉法に基づく許認可等

温泉法は、温泉を保護するとともに、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を

防止し、その適正な利用を図ることを目的としています。県は、温泉の掘さくなどについて、温泉のゆう出量、温度若しくは成分、その他公益を害するおそれに関する実地調査や市町村への意見照会などにより審査し、環境審議会の意見を聴いた上で許可しています。

平成22年度の温泉法に基づく許可件数は、動力装置2件、温泉採取3件、可燃性天然ガス濃度確認1件、温泉の利用8件（保健所設置市の許可件数を除く。）、温泉成分分析機関登録1件となっています。

イ 可燃性天然ガスの安全対策

改正温泉法（平成20年10月1日施行）に可燃性天然ガスの安全対策が盛り込まれましたが、

改正法施行時に災害防止対策等が必要であった本県の既存源泉数は104源泉でした。

このうち55源泉については、可燃性天然ガス濃度が基準未満であったため、災害防止対策が不要であるとの確認を行ったうえで温泉の採取を行っています。一方、ガス濃度が法の基準を超えた49源泉については、災害防止対策を講じたうえで知事から温泉採取許可を受け、温泉の採取を行っています。

ウ 立入検査

源泉及び温泉利用施設について、温泉採取に伴う適切な災害の防止対策と温泉の適正な利用がなされているかどうかを確認するため、定期的に立ち入り調査を行っています（表9-2-9）。

表9-2-9 温泉源泉数 (単位：か所)

| 所管別 | 利用源泉数 | | | 未利用源泉数 | | | 源泉数 |
|----------------|-------|----|-----|--------|----|----|-----|
| | 自噴 | 動力 | 計 | 自噴 | 動力 | 計 | |
| 愛知県(保健所設置市除く。) | 3 | 66 | 69 | 6 | 18 | 24 | 93 |
| 名古屋市 | - | 13 | 13 | 2 | - | 2 | 15 |
| 豊橋市 | - | - | - | - | 1 | 1 | 1 |
| 岡崎市 | - | 2 | 2 | - | - | - | 2 |
| 豊田市 | 9 | 9 | 18 | 3 | 1 | 4 | 22 |
| 計 | 12 | 90 | 102 | 11 | 20 | 31 | 133 |

(注) 平成23年4月1日末現在

(資料) 環境部調べ

【用語】

温泉：温泉法第2条により「地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)で、別表に掲げる温泉又は物質を有するものをいう。」と定義されている。ここでいう別表には、温度25度以上、物質には、ガス性のものを除く溶存物質1,000mg/kg以上など19物質が掲げられており、これらの一つでも該当すれば「温泉」である。

加水：温泉を浴槽などで使用するために、源泉からゆう出した温泉に水道水などを加えること。湯量不足や源泉が高温である場合などに多く行われている。

加温：温泉を浴槽などで使用するために、源泉からゆう出した温泉に、ボイラーなどで熱を加えること。源泉が低温である場合などに多く行われている。

循環ろ過：浴槽などで使用された温泉を汚れを除去した上で再び浴槽などで使用すること。衛生管理や湯量不足などのために多く行われている。

かけ流し：循環ろ過に対し、温泉を再利用していない温泉。

（3）史跡・名勝・天然記念物の保護【文化財保護室】

文化財保護法及び愛知県文化財保護条例では、遺跡のうち歴史上・学術上価値の高いものを「史跡」として、庭園その他自然風景地のうち芸術上・観賞上価値の高いものを「名勝」として、動植物・地質鉱物のうち学術上価値の高いものを「天然記念物」として指定し、その保護を図っています（表9-2-10）。

これらの指定文化財については現状での保護を原則としており、環境整備や状況調査等を含め、現状を変更する場合及びその保存に影響を及ぼす行為を実施する場合には、あらかじめ文化庁長官あるいは県又は市の教育委員会の許可を受けることが必要とされています。

平成22年度には、文化庁長官や県教育委員会の許可による現状変更が58件（国指定43件、県指定15件）、市教育委員会の許可による現状変更が48件（国指定45件、県指定3件）ありました。

また、文化財の現状や日常の管理のあり方を把握するため、県は、県内各地に58名の文化財保護指導委員を委嘱し、定期的にパトロールを実施してもらうとともに、委員からの報告に基づき適宜適切な措置を講じています。

特に、平成22年度から23年度にかけ、昭和2年に国の名勝及び天然記念物に指定された木曾川堤（サクラ）の樹勢回復事業を実施しています。木曾川堤（サクラ）は、一宮市から江南市にかけて全長9kmに及ぶエドヒガン・シダレザクラ・ヤ

マザクラの並木であり、指定から80年以上が経過して老化による衰弱が目立つため、樹勢回復作業や剪定・施肥など、管理作業を進めています。

表9-2-10 史跡・名勝・天然記念物の指定状況

（単位：件）

| 指定区分 | 史跡 | 名勝 | 天然記念物 | 計 |
|------|----|----|-------|-----|
| 国指定 | 35 | 5 | 26 | 66 |
| 県指定 | 45 | 5 | 59 | 109 |
| 計 | 80 | 10 | 85 | 175 |

（注）平成23年3月末現在

（資料）教育委員会調べ

（4）文化財保護に関する普及・啓発【文化財保護室】

文化財を保護することは、魅力ある歴史的環境を創出し、文化的感性豊かな社会を形成することでもあります。このため、県は、文化財保護指導委員を通じた市町村の保護活動の支援、文化財の保護事業や啓発活動に努めています。

平成22年度には、木曾川堤（サクラ）の樹勢回復作業に併せて、文化財を身近なものとして親しんでいただくために、愛知県立稲沢高等学校の協力を得て、サクラの観察や樹勢回復作業を体験してもらう「サクラ保護体験講座」を開催するなど、普及・啓発活動に取り組みました。

平成23年度も引き続き愛知県立稲沢高等学校の協力を得て、サクラ保護体験講座を実施していきます。



国指定名勝・天然記念物木曾川堤（サクラ）

（一宮市・江南市）



「サクラ保護体験講座」